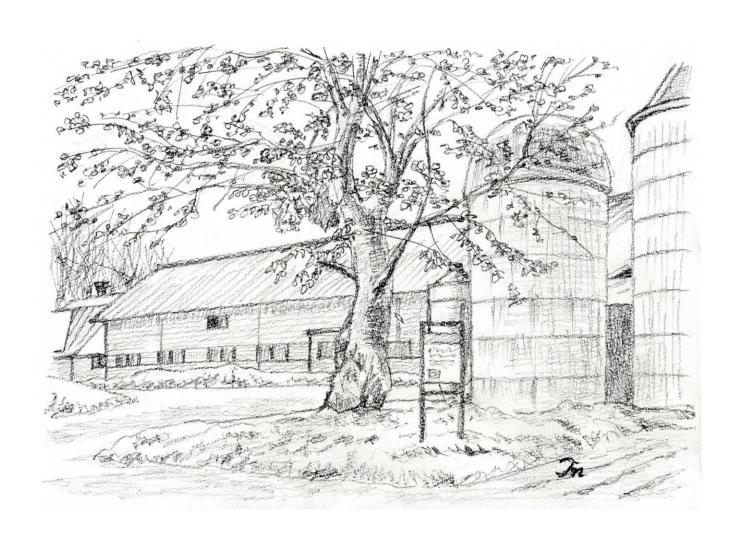
# 第9次清水町社会教育計画

令和3年度~令和7年度



清水町教育委員会

## 清水町教育目標

(昭和60年4月8日 制定)

本町の歴史と風土に立ち、町民憲章の精神を受け継ぎ、生涯にわたる統合した教育の目標として、次のことを定める。

### 1. 風雪に耐え、たくましく生きる健康な体

- (1) 健康の維持や増進についての知識を求め、それを実践する態度
- (2) 厳しい自然環境に適応した健康生活を営む態度
- (3) スポーツやレクリエーションを通じて、体力や健康の増進につとめる態度
- (4) 交通事故や公害の防止など、常に生命の尊重や安全な生活を心がける態度

#### 2. 広大な自然に根ざした文化と豊かな心

- (1) 自然を愛し、これを大切にしようとする態度
- (2) 芸術的活動や文化活動を生活の中に積極的に取り入れようとする態度
- (3) 美しいものや、優れたものに感動する豊かな心
- (4) 郷土文化を継承し、進んでその発展に尽くす態度

#### 3. 明日を拓く高い知性と確かな技術

- (1) 生産・生活向上に役立つ知識や技術を高めようとする態度
- (2) ものごとを自主的・創造的に処理しようとする態度
- (3) 情報を正しく分析・統合し、これに対処する能力
- (4) 科学的に真理を追究しようとする態度
- (5) 公正な判断力でものごとを見極めようとする態度

#### 4. 勤労を愛し、理想を追求する強じんな意思

- (1) 自分の仕事の社会的意義を理解し、誇りを持って働く態度
- (2) 目的達成に向かって、ねばり強く努力する態度
- (3) 困難を克服するたくましい実践力と責任感
- (4) 考え方の違いを理解しようとする態度

#### 5. 信頼と連帯に満ちた、明るい郷土の建設

- (1) それぞれの立場を尊重し、理解し合って生活する態度
- (2) 公徳心を高め、美しい町づくりに励む態度
- (3) 親しさの中にも、礼儀正しい態度を持ち続けること
- (4) 家庭の意義を理解し、楽しい家庭を築こうとする態度
- (5) 先人の業績を受け継ぎ、郷土の発展につくそうとする態度
- (6) 国民としての自覚を高めると共に、国際親善に努める態度







## 清水町民憲章

昭和41年11月1日

#### 前 章

- わたくしたちは、日高の山なみが連なり、十勝川の流れがよく野をうるおすとこ ろ、酪農と農産工業の町、その名も清い清水の町民です。
- 2 わたくしたちは、父祖の偉業と、強くたくましい開拓者精神をうけつぎ、ゆたか で明るい町をつくるために、この憲章をさだめます。

たがいにいたわりあい、

三章

四 章

未来をつくる子どもの

しあわせな町にしましょう。

自然を愛し、文化をそだて、 ゆたかな町をつくりましょう。

章

元気ではたらき、あかるく、 楽しい家庭をつくりましょう。

きまりや、公衆道徳をよく守り、

住みよい町にしましょう。

## 目 次

はじめに	1
第 1 編 基本構想	2
第1章 社会教育をめぐる現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節 計画の名称	•
第2節 計画の期間	
第3節 計画の考え方	
第4章 計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
N. + 11 H. W. 1977	
第 2 編 基本計画	9
第1章 計画の基本 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
第2章 目指すべき社会教育の姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
「学びによる気づきと分かち合いで地域をつなげる」	
第3章 第6期清水町総合計画との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第1節 総合計画との関連	
第2節 総合計画における施策の位置づけ	
第4章 施策の基本的方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第1節 基本的方向1 社会教育振興	
第2節 基本的方向2 文化芸術振興	
第3節 基本的方向3 スポーツ振興	
第5章 基本的方向ごとの施策と体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
第1節 基本的方向1「暮らしの変化に対応し地域の一体感を高める」	1 3
第1項 青少年教育	
第2項 成人・家庭教育	
第3項 社会教育施設	
第4項 社会教育推進体制	
第2節 基本的方向2「文化芸術を再発見し活動の輪を広げる」・・・・・	1 4
第1項 文化芸術活動	
第2項 青少年の文化	
第3項 郷土の文化	
第4項 文化芸術施設	
第3節 基本的方向3「健康と夢を育むスポーツの楽しさをつなげる」	1 6
第1項 スポーツ活動	
第2項 青少年のスポーツ	
第3項 スポーツ施設	
第4項 スポーツ推進体制	
施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.8

#### はじめに

本町では、第5期清水町総合計画に基づきまちづくりを進めてきた。

このたびの第6期清水町総合計画は、まちの強みを活かして課題を克服する戦略的なまちのミライ設計図として、令和3年度から令和12年度までの清水町の最上位計画として策定された。

社会教育計画は、清水町総合計画の下位計画として平成23年度から令和2年度にかけては「人と人とのつながりを深め、主体的に地域をつくる人材を育てる」ことを目標とした計画を推進し、人々の絆を深め、主体的にまちづくりを担っていく人材の育成に努めてきた。

この間、国の教育振興基本計画においては、平成25年の第2期から現在の第3期にかけて「自立、協働、創造の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築」が目指されている。

同時に国においては、少子化による人口減少、急激な高齢化、地域経済の縮小、 社会的孤立の拡大など、本町においても直面している課題が指摘されている。

これ対して、人生 100 年時代と言われる長寿社会や第5期科学技術基本計画において目指すべき未来社会の姿として示された「超スマート社会 (Society5.0)」、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」などにより、その解決に向けた取り組みがなされているところである。

「第9次清水町社会教育計画」は、これら変化する社会に対して、人々の学びによって課題の解決にあたり、第6期清水町総合計画の施策の大綱の一つであるである「学びから生きる力を育むまち」の具現化を図るものである。

同時に、この計画は、清水町社会教育委員及び清水町スポーツ推進委員によるワークショップ方式にて審議され提言された「第9次清水町社会教育計画の在り方について」を基とし、「しみず」の教育の理念である「心をかよわせ、互いに響きあう感性豊かな教育の推進」に、揺らぐことなく取り組んでいくものである。

# 第 1 編 基 本 構 想

### 第1編 基本構想

## 第1章 社会教育をめぐる現状と課題

本町は、「みんなで活き生き 豊かさ育むまち とかちしみず」町の将来像として、自ら考え、行動する協働のまちづくりを推進してきた。

現在、本町を取り巻く社会状況は、人口減少の進展や社会全体の持続性、地域 間格差や技術革新、防災や生活の安全等、長期的に解決していかなければならな い課題に対して官民問わず取り組んでいるところである。

そのような中、平成28年の台風水害や平成29年の大停電の際のボランティア活動や、地域産物を活用したイベント、第九合唱の実施など、町民が相互に支え合い主体的に社会参画する「絆づくりと活力あるコミュニティづくり」が実践されている。

また、開町からの周年期を控え、地域発展に貢献した偉人や郷土の歴史に対して焦点が当てられるなど、生まれ、育った郷土を見つめなおすことに関心が高まりつつある。

これらの動きは、町民憲章の前章で謳われている「町に誇りを持ち、ゆたかな町をつくる」という理念に向かっているといって過言ではない。

一方、令和元年 12 月以降に中華人民共和国武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症は、翌令和 2 年には国内に感染が拡大し、その影響は地域における生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動にも及び、これまでの活動の仕方や人々の繋がりに大きな変化をもたらしつつある。

このような社会の変化の中で、本町のまちづくりを進めるためには、新たな課題に対応する学びとともに、これまで培われた文化や活動をふりかえることにより、学びの成果を分かち合い未来につなげていくことが求められている。

それとともに、これまで推進してきた社会教育行政の施策においては、次のような課題が指摘されている。

#### (社会教育振興)

○青少年教育における数多くの体験活動は、将来の人間形成にとても効果的であるが、現代の子どもにとって魅力のある内容や参加意欲を沸き立たせる呼びかけとなっていない。

今後は、子どもたちがおかれている状況を踏まえた青少年育成の将来像を示し、 体系的な事業推進が求められている。

○成人・家庭教育における成人の学習活動は、すでに学習や活動を行っている人 や今後行ってみたいと思う人が多くいる中で、集合型の学習の提供が主体となっ ており、個人の多様な生活時間に合わせた学習形態が提供されていない。

今後は、町民の生活課題を捉えライフステージに柔軟に合わせた通信型の学習 形態を検討するとともに、学習や活動を通した繋がりづくりが求められている。

○社会教育施設においては、文化センターの大規模改修工事は完了したが、御影 公民館や図書館など地域にとって重要な施設の維持管理に課題が残されている。

一方、施設の事業は、運営方法や企画内容に柔軟性が感じられなく実績が伸びていない状況にある。

今後は、施設の運営や事業に町民の参画を促し、既成概念や制約にとらわれない柔軟な意見を取り入れることが求められている。

○社会教育推進体制における町民への学習や活動の情報提供は、広報誌などの紙 媒体を中心に行っているが、情報量が限られており課題解決に結び付けられるよ うな内容となっていない。

今後の情報発信には、従来の手法に加え情報通信技術等の積極的な活用が求められている。

また、評価の高い生涯学習ボランティアは、コミュニティ・スクールの充実に向けて、参加者の確保、拡充や地域住民との連携がさらに行われることが求められている。

#### (文化芸術振興)

○文化芸術活動における町内の文化団体の会員数は、成人を中心に減少し続けているが、町民の約3割は将来も文化芸術活動を望んでおり、各文化団体も教育委員会と連携して文化芸術の振興に努めている。

今後は、文化団体との連携を強めるとともに、新たな事業を展開し文化活動の きっかけや環境を整えることが求められている。

○青少年の文化活動は、文化協会においては一定程度の活動者数が維持されており、また、教育委員会においても団体と連携した体験教室の実施により、魅力ある内容の提供や活動のPRが行われているといえる。

今後は、将来的な文化活動を底上げする上で、幅広い文化団体と連携して、体験の場をさらに増やして後継者の育成に繋げることが求められている。

○郷土の文化として文芸誌や文化財の保護などが行われているが、その成果を町 民が感じることができず、郷土固有の文化を振興する取り組みに欠けている状況 である。

今後は、町民に郷土史や文化史跡等の認識を深めてもらうために、文化史跡の保存の条例整備や郷土史のPR、郷土文化の団体の育成や支援が求められている。

○文化芸術施設としての文化センターは、町の文化芸術の中核となっており児童 生徒向けの芸術鑑賞会や第九合唱の推進などが行われているが、その運営におい ては、今後ますます専門的で効率的な方法が必要である。

今後は、大規模改修した効果を多くの町民が感じられるような団体活動の発表の推進や、幅広い集客となるような芸術鑑賞機会の提供が求められている。

#### (スポーツ振興)

○スポーツ活動においては、各種スポーツイベントやスポーツ大会を体育協会や 加盟団体等が中心となり、参加者の幅を広める工夫をしながら行われているが、 その参加者や参加団体数は減少してきている。 今後は、健康づくりの運動を含めてスポーツ活動をしたいと思う人たちに、日常的に気軽に運動できる環境や機会を作ることが求められている。

○青少年のスポーツにおいては、子どもたちにスポーツの楽しさを気づかせるスポーツ教室や少年団活動が活発に行われており、子どもたちの活躍は町民の多くに元気を与え、町に活力をもたらす要因ともなっている。

今後は、少子化の影響が避けられない状況を踏まえつつ、子どもたちの望むスポーツ活動が維持されるよう、指導者の確保や近隣町と連携した活動環境を作ることが求められている。

○スポーツ施設の老朽化が著しい中、町民野球場やアイスアリーナの大規模改修、 清水小学校プールの新設など、逐次施設の改修や更新が行われており、長年の懸 案であった体育館の建設にも着手されている。

これに対して、スポーツ施設はその種目ごとに求められる設備等が異なること や人口減少を踏まえ、施設の更新においては町外者やスポーツ以外での利活用も 視野にいれて総合的に検討することが求められている。

○スポーツ推進においては、スポーツジムなどでの個人的な健康・体力づくりに 対して人々の関心が高まっている一方、スポーツ施設の利用者が減少してきてお り、団体での活動者が少なくなってきていることが推察される。

今後は、町民が望んでいるスポーツに対するニーズを把握するとともに、幅広い世代の人たちに健康づくりとしての運動や生涯スポーツの楽しさを感じてもらう機会を提供することが求められている。

## 第2章 計画策定の趣旨

教育委員会では、「第5期清水町総合計画」に即し、社会教育計画を策定し「人と人とのつながりを深め、主体的に地域をつくる人材を育てる」ことをめざして、第7次、第8次清水町社会教育計画に基づき各種の施策を実施してきた。

この間、第9期中央教育審議会の答申においては、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が地域における社会教育の目指すものとして掲げられ、自立・協働・創造による生涯学習社会の実現に向けて、社会教育の持つ、人と人とのつながりづくりが今後も重要とされている。

本町においては、学びの成果を学校教育に生かす場の提供や文化やスポーツ活動を通した人々のつながりづくりの機会等を提供し、直接的、間接的な人材育成に努めてきた。

このような中、地域社会の変化や町民の生活の変化、将来の社会の現状を見据 えて、一人一人が豊かな人生を送ることができるまちづくりを引き続き目指すこ とが必要である。

そのため、清水町総合計画のまちの将来像を指針とし、教育行政としての主体性を保ちながら、社会教育を振興する施策を体系的かつ計画的に推進するために本計画を策定する。

## 第3章 計画の基本的な考え方

#### 第1節 計画の名称

この計画の名称は「第9次清水町社会教育計画」と称する。

#### 第2節 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とする。

#### 第3節 計画の考え方

このたびの第9次清水町社会教育計画は、前期の計画との継続性を保ち、 生涯学習社会の実現に向けて、「生涯にわたって多様な学習を行い、その 成果を生かす実践の機会を提供する」という社会教育の役割に立って策定 するものとする。

また、計画策定にあたり令和2年12月10日に清水町社会教育委員及 び清水町スポーツ推進委員から提言された「第9次清水町社会教育計画の 在り方について」を、基本計画の基軸とする。

これらを踏まえ、町民の生涯各期における生活課題の解決や地域が持続的に発展するための多様な力の育成に向けた方策として、実現可能な5ヵ年の見通しを持った社会教育施策を位置づけるものとする。

## 第4章 計画の構成

この計画は、次の5章で構成する。

- 第1章 計画の基本
- 第2章 目指すべき社会教育の姿
- 第3章 第6期清水町総合計画との関連
- 第4章 施策の基本的方向
- 第5章 基本的方向ごとの施策

## 第 2 編 基 本 計 画

#### 第2編 基本計画

## 第1章 計画の基本

「清水町民憲章」の精神を受け継ぎ、町民一人一人が生活課題や地域課題に気づき、主体的な学び合いと町民相互の分かち合いにより、健康で豊かな生活が送られるよう、生涯にわたる統合した教育の目標である「清水町教育目標」の具現化を目指す。

また、第6期清水町総合計画における施策の大綱「学びから生きる力を育むまち」を通して、本町のまちづくりを具体的に進める。

そして、町民が自発的に学び交流する文化やスポーツなど生涯学習活動の活性化によって、清水町での暮らしに安心感と誇り、そして仲間を持ち、地域から必要とされる有用感が得られることをねらいとして社会教育の推進にあたる。

このことを踏まえ、社会教育の目標として「目指すべき社会教育の姿」を 設定し、その下に、今後5年間で実現すべき施策の基本的方向を設定して、 総合計画と一体的となった社会教育を推進する。

## 第2章 目指すべき社会教育の姿

長年の社会教育振興の中で培われた文化活動やスポーツ活動は、時代の流 れに合わせながら現代に脈々と引き継がれている。

町の将来を作る上では、時代によって変化する社会課題に柔軟に対応する とともに、この培われた文化をふりかえり、その成果や歴史を多くの人が認 識することが、地域らしさのあるまちづくりを進める上で重要である。

そのためには、家庭、地域、行政の連携を通じて、人々が社会教育活動や 学んだ成果を多くの人と分かち合うことによって、地域のつながりを感じて もらうことが必要である。

このことから、長期的展望に立った目標としての社会教育の姿は「**学びに** よる気づきと分かち合いで地域をつなげる」とする。

### 第3章 第6期清水町総合計画との関連

#### 第1節 総合計画との関連

本町のまちづくり計画である第6期清水町総合計画のまちの将来像「まちに気づく まちを築く とかち清水 ~ 想いをミライに繋ぐまち~」を基軸として、施策の大綱の「学びから生きる力を育むまち」と整合性を図りながら、教育行政としての主体性を保ち施策を推進するものとする。

#### 第2節 総合計画における施策の位置づけ

清水町総合計画の「施策の大綱」と一体となった施策を展開する上で、 社会教育施策の基本的な考え方は次のとおりする。

- 「文化芸術活動の推進」については、文化芸術振興を基本的な考え 方とする。
- 「スポーツ活動の推進」については、スポーツ振興を基本的な考え 方とする。
- 「生涯学習の推進」については、社会教育振興を基本的な考え方と する。

### 第4章 施策の基本的方向

清水町総合計画における施策の位置づけを踏まえ、目指すべき社会教育の姿を実現するため施策の基本的方向を定め推進目標を設定する。

#### 第1節 基本的方向1 社会教育振興

社会教育振興においては、変化する社会やその中で暮らす町民の生活の変化に、柔軟に対応した学習機会を提供するとともに、学習や活動を通して青少年の育成や教育活動に積極的に参画する意識を醸成して、地域の一体感を高めていくことが必要である。

これを踏まえ、「暮らしの変化に対応し地域の一体感を高める」ことを社会教育振興の推進目標として設定する。

#### 第2節 基本的方向2 文化芸術振興

文化芸術振興においては、地域で培われてきた文化活動や歴史、自然などを 改めてふりかえり、未来へ引き継いでいくとともに、人々の活動動態を踏まえ 本町を取り巻く地域全体の文化活動を振興することが必要である。

これを踏まえ、「**文化芸術を再発見し活動の輪を広げる**」ことを文化芸術振興 の推進目標として設定する。

#### 第3節 基本的方向3 スポーツ振興

スポーツ振興においては、町民の生活環境などが多様に変化してきている中においても、スポーツの持つ魅力や楽しさを伝え続けるとともに、スポーツ活動の幅を広げ、幅広い世代の健康づくりや仲間づくりを推進することが必要である。

これらを踏まえ、「**健康と夢を育むスポーツの楽しさをつなげる**」ことをスポーツ振興の推進目標として設定する。

## 第5章 基本的方向ごとの施策と体系

基本的方向ごとの施策を設定するにあたっては、教育基本法にある生涯学習の理念に即し、社会教育の振興に努めることを基軸とする。

そのため、社会教育法や図書館法、文化芸術振興基本法、スポーツ振興法 ほかの社会教育関係法に即して、基本的方向ごとに青少年の活動、成人の活 動、施設活動のほか、推進体制の充実の視点を持った施策を設定する。

また、各施策を効果的に、効率的に実施する上で、事業の活動指標を定め その達成状況などを踏まえた評価を行うとともに、年度ごとに事業の見直し を行ない目標の達成に資することとする。

#### 第1節 基本的方向1 「暮らしの変化に対応し地域の一体感を高める」

#### 第1項 青少年教育

#### 「清水の子どもが清水で育つ体験の場を提供する」

地域で成長する青少年の育成に町民が積極的に係っていく機運の醸成を目指す。

そのために、社会教育の持つ意義や目的、魅力やすばらしさを周知し、学習や体験の機会を活用する青少年を増加させ、子ども同士や地域の大人とのつながりを強める体験の場を提供するとともに、学校と地域住民との連携がスムーズ行われるように支援する。

#### 第2項 成人 家庭教育

#### 「町民の生活に対応する学習機会の多様な提供を行う」

安全で安心な生活を営むために、情報化社会へ対応する力を育むことを目指す。

そのために、新たな課題に対する学習機会の提供をはじめ、継続している 学習会等においても、町民の情報取得状況に即した情報発信を工夫して、誰 もが、いつでも、どこででもできる学習機会を提供する。

#### 第3項 社会教育施設

#### 「柔軟で多面的な施設を運営し主体的な学びを活性化する」

町民の財産である社会教育施設の運営や各種事業に町民が参画する機会の 提供と意識を形成することを目指す。

そのために、各施設の活用方策を町民や各種団体と幅広く多岐に検討する とともに、施設利用者の利便性を高める情報通信技術の整備を進め、学習環 境や学習情報を提供する。

#### 第4項 社会教育推進体制

## 「地域の一体感を高める恒常的な交流機会を創る」

生活環境による学習機会の格差を減らし社会教育活動の一体感を高めることを目指す。

そのために、清水町に暮らす人々が居住地域や居住年数、国籍などによらず町民としての一体感を感じられるような交流機会を創出するとともに、交通弱者等を視野に入れた事業運営を図り、学習や活動の機会を保障する。

#### 第2節 基本的方向2 「文化芸術を再発見し活動の輪を広げる」

#### 第1項 文化芸術活動

#### 「活動の輪を広げ多様な文化交流を推進する」

地域の自然や文化を大切にした町民ひとり一つの文化活動を推進することを目指す。

そのために、文化芸術活動のニーズを捉え活動をバックアップして、その 輪を広げるとともに、町内外の文化団体と連携して多様な文化交流ができる ような機会を提供する。

#### 第2項 青少年の文化

#### 「文化活動と家庭がつながる体験機会を提供する」

子どもたちに文化の持つ魅力を伝え、文化芸術活動を未来へ伝承すること を目指す。

そのために、青少年文化を育む団体と連携して、地域の自然や歴史を大切にした文化芸術体験の機会を提供するとともに、子どもの文化活動に対する 保護者の意識を啓発して活動の継続・発展を図る。

#### 第3項 郷土の文化

#### 「郷土の文化をふりかえり再発見する場を提供する」

遊び心と親しみを持って郷土の文化と歴史を学び伝える環境を作ることを 目指す。

そのために、郷土の歴史や文化史を整理するとともに、町内の遺跡や史跡などが町民に認識してもらえるような広報や事業を企画して、郷土文化を振興する。

#### 第4項 文化芸術施設

#### 「地域に親しまれる文化芸術環境を町民とともにつくる」

文化団体等の広域的な事業を推進して、文化施設の広域的で多面的な利用を促進することを目指す。

そのために、利用団体や文化団体等のニーズを把握して、町内外の住民からも親しまれる施設を運営するとともに、西部十勝の文化芸術施設として広く有効な利活用を住民組織とともに進める。

#### 第3節 基本的方向3 「健康と夢を育むスポーツの楽しさをつなげる」

#### 第1項 スポーツ活動

#### 「気軽なスポーツ活動を推進し心をつなげて健康を保つ」

スポーツによる仲間作りを進めスポーツ活動やスポーツ観戦による町民ひ とり1スポーツを進めることを目指す。

そのために、町民の年齢や体力等に応じた活動機会や場所、活動情報等を 提供するとともに、健康づくりやスポーツの団体の活動支援や事業 PRを細 やかに行う。

#### 第2項 青少年のスポーツ

#### 「子どもに夢と憧れを抱かせるスポーツの指導者を育む」

地域での子どもの見守り活動や青少年育成の中で、青少年にスポーツに対する 魅力と憧れを抱かせることを目指す。

そのために、世代を超えたスポーツ活動の企画を広域的に行い、体を動かすことの楽しさを子育ての中でも感じてもらうとともに、青少年スポーツの指導者の確保や育成・支援を行う。

#### 第3項 スポーツ施設

#### 「スポーツ施設の環境を整え人々の活動意識を高める」

人々のライフスタイルや活動時間の変化に柔軟に対応するスポーツ施設の 運営を目指す。

そのために、ライフスタイルやスポーツ動向に柔軟に対応するにあたって、 施設の利用環境を周知するとともに、新体育館の建設を契機とし町民のスポーツ意識を喚起するイベントを企画実施する。

## 第4項 スポーツ推進体制

## 「体力づくりの楽しさを広めるスポーツの機会を提供する」

町民の健康寿命を延ばす一人一人の体力に応じたスポーツ活動を推進することを目指す。

そのために、町民一人一人が楽しみながら体力づくりに取り組めるよう、新たな健康づくり手帳等の導入や、健康寿命を延ばすスポーツ活動を提案するなどして、スポーツを通した健康づくりの働きかけを行うとともに、町民のニーズに応える活動環境を整える。

\_\_\_\_\_\_

教育目

まちに気づく まちを築く とかち清水 ~想いをミライに繋ぐまち~

第3編 学びから生きる力を育むまち

第5章

生涯学習の推進 ------ ∷ 第3章

文化芸術活動の推進 \_\_\_\_\_

スポーツ活動の推進

期清

総 合計

策

 $\mathcal{O}$ 

体

実

施

計

画

- 変化に応じた学習情報! の提供と学習機会を創! 出します
- 2身につけた知識や経験 を活かし、主体的にまち づくりや地域活動など に参画できる場を拡充 します
- 1町民のニーズや時代の 1988な文化芸術活動に親 しむ機会や優れた文化芸 術を鑑賞する機会を創出 します。
  - 2文化団体やサークル活動 など、主体的な文化芸術 活動への支援や第九文化 継承を実施します
    - 3ふるさとの歴史を再発見 し郷土の文化として継承
- 1 1安全で安心なスポーツ活 動ができる環境を整備し
  - 2青少年スポーツ活動を支 援します
  - 3アイスホッケー教室など 競技力向上に向けた支援 や各種スポーツの指導者 を養成します
  - 4気軽にできる軽スポーツ の普及を推進します

#### 清水町社会教育計画

社目 会指 五教育の治

## 学びによる気づきと分かち合いで 地域をつなげる

施策 あ 基本的 方向

【社会教育振興】 暮らしの変化に 対応し地域の一 体感を高める

【文化芸術振興】 文化芸術を再発 見し活動の輪を 広げる

【スポーツ振興】 健康と夢を育む スポーツの楽し さをつなげる

【1 青少年教育】 清水の子どもが清水で 育つ体験の場を提供す

【1 文化芸術活動】 活動の輪を広げ多様な 文化交流を推進する

【1 スポーツ活動】 気軽なスポーツ活動を 推進し心をつなげて健 康を保つ

【2 成人・家庭教育】 町民の生活に対応する 学習機会の多様な提供 を行う

【2 青少年の文化】 文化活動と家庭がつな がる体験機会を提供す る

【2 青少年のスポーツ】 子どもに夢と憧れを抱かせるスポーツの指導 者を育む

【3 社会教育施設】 柔軟で多面的な施設を 運営し主体的な学びを 活性化する

【3 郷土の文化】 郷土の文化をふりかえ り再発見する場を提供 する

【3 スポーツ施設】 スポーツ施設の環境を 整え人々の活動意識を 高める

【4 社会教育推進体制】 地域の一体感を高める 恒常的な交流機会を創

【4 文化芸術施設】 地域に親しまれる文化 芸術環境を町民ととも につくる

【4 スポーツ推進体制】 体力づくりの楽しさを 広めるスポーツの機会 を提供する

基本的方向ごとの 施策